# 『かわ普請』事業のご案内

徳島県では、住民の方々の「自分たちで川をきれい に」という意識が高まり、リバーアドプトという事業 が拡がり、確立されています。



今までのアドプト事業は、清掃が主でありましたが、さらに進んで「住民による地域のための河川環境づくり」という要望に応ずるべく、アドプト事業を発展させた"**かわ普請**(※1)事業"という新たな取組みを設けています。

そこで、県管理の河川において地域の皆様が「自分たちが望む、親しめる川づくりを自分たちで」という箇所がございましたら、是非、この事業を活用していただければとご案内いたします。

※1 「普請」(ふしん(ぶしん)) 由来は普(あまね)く請(こ)う、すなわち広く奉仕(労力・資金等)を 願うことで、社会基盤を地域住民でつくり、維持していくという意味です。

### 対 象 団 体

既にリバーアドプト団体として県に登録されている団体 あるいは、官民協働型維持管理システム実施中の団体 (未登録の場合、新規登録していただくことになります。)



### 対 象 区 域

リバーアドプト、官民協働型維持管理システム登録時に記載 している河川区域内で、河川管理者徳島県が権原に基づいて 管理する土地の中で、治水及び河川管理上支障がない箇所。



### 実施内容

対象区域内の実施可能な箇所において、非営利目的で、河川環境保全のために 河川の簡易な施設整備及び維持管理又は、河川管理施設の簡易な補修を行って いただきます。(治水上、支障がない花壇、植栽、ベンチ等となります。)

※ 経費は、原則すべて本事業を実施する団体の方で負担していただくことになります。

## その他

河川施設としての整備等であるため、設置した施設の所有権は河川管理者に帰属することになります。



## お問い合わせ・お申込み

事業開始を希望する団体は、次に記載する各庁舎にお申込み ください。また、お申込みの詳細等につきましても、併せて お問い合わせください。

担当地域	担当庁舎	庁舎住所	担当	電話番号
徳島市、小松島市、勝浦	東部県土整備局	〒770-0865	河川·砂防	088-653-8847
町、上勝町、佐那河内村、	徳島庁舎	徳島市南末広町6-36	管理担当	
神山町、北島町、藍住町				
鳴門市、板野町、松茂町	東部県土整備局	<del>-</del> 772-0017	河川・砂防	088-684-4621
	徳島庁舎	鳴門市撫養町立岩字七枚128	管理担当	
	鳴門総合サービス			
	センター駐在			
石井町、上板町、阿波市、	東部県土整備局	<del>-</del> 779-3304	施設管理	0883-26-3732
吉野川市	吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島736-1	担当	
阿南市	南部総合県民局	〒774-0030	施設管理	0884-24-4232
	県土整備部阿南	阿南市富岡町あ王谷46	担当	
	庁舎			
那賀町	南部総合県民局	〒771-5408	予防保全・	0884-62-0106
	県土整備部那賀	那賀郡那賀町吉野字弥八か	管理担当	
	庁舎	<b>△64-1</b>		
美波町、牟岐町、海陽町	南部総合県民局	〒779-2305	予防保全・	0884-74-7462
	県土整備部美波	海部郡美波町奥河内字弁才	管理担当	
	庁舎	天17-1		
美馬市、つるぎ町	西部総合県民局	〒779−3602	予防保全・	0883-53-2232
	県土整備部美馬	美馬市脇町大字猪尻字建神	管理担当	
	庁舎	社下南73		
三好市、東みよし町	西部総合県民局	<del>=</del> 778-0002	予防保全・	0883-76-0618
	県土整備部三好	三好市池田町マチ2415番地	管理担当	
	庁舎			